

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金（ひとり親世帯分） やまなし子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯分）のご案内

あなたは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）とやまなし子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の対象者です！

## 1. 支給対象者

■ 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

## 2. 支給額

児童1人当たり **10万円**（国支給分5万円、県支給分5万円）

## 3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月25日（木）**、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、下記の連絡先までお問合せください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

\* お問い合わせは下記までお電話ください。

### 【連絡先】

#### ■ 山梨市役所

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）  
やまなし子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」窓口

0553-22-1111（内線1155・1158）



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”  
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。